最終更新日：2018年7月10日

美濃窯業株式会社
代表取締役社長 太田　滋俊
問合せ先：052-551-9221
証券コード：5356
http://www.mino-ceramic.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は役員及び従業員の行動の原則を示す「行動規範」において、法令の遵守、顧客満足の向上、適正な会計と報告、環境の保全、人格の尊重、情報の管理、地域社会との共生、反社会的勢力への対処を掲げ、この規範を実践することが当社の企業価値を向上させ、社会への貢献につながるものと認識しております。
経営者はこの規範の実行が自らの役割であることを自覚し、経営の公正性と透明性の向上及び的確で迅速な意思決定と効率的な業務執行ができるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】
現在の当社の株主構成においては、機関投資家比率、外国人株主比率ともに持株比率が低いことから、議決権行使の電子化や招集通知の英訳については実施しておりませんが、今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえて、必要性に応じて対応を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】
当社は、外国人株主比率が0.1%と低く、英語での情報開示・提供については、現時点では行っておりません。今後、海外投資家の持株比率の推移を踏まえながら、必要性に応じて対応を検討してまいります。

【補充原則4-1-3】
当社では、最高経営責任者等の後継者育成に係る特段の計画を作成しておりません。今後、取締役会において、最高経営責任者等に求められる資質・経験や育成計画等について幅広く議論し、引き続き検討してまいります。

【原則4-2　取締役会の役割・責務（2）】【補充原則4-2-1】
当社は、経営陣幹部や取締役の報酬は、基本報酬と単年度の業績に連動する賞与で構成しており、中長期的な業績を反映するインセンティブ付けは行っておりませんが、役職員一同は、営業目標として策定をした中期経営計画の達成に向け、業務遂行に励んでいます。

【補充原則4-8-1】
独立社外取締役のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、取締役会以外でも、社外取締役との間で情報交換や認識共有等を行っております。

【原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、現在資本政策の基本方針や中期経営計画等を公表しておりませんが、今後、公表に向けて検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、いわゆる政策保有株式については、事業遂行上有益であるか否かを判断基準として取得や解消等を行っておりますが、「政策保有に関する方針」は策定しておりません。これは、刻一刻と変化する経営環境の中で、事業の遂行上の有益性を適時・適切に判断し、機動的に取得や解消等を行うには、「方針」として具体的に定めるよりも、取締役会において実効的に検証し判断することがより適切であると考えるためであります。また、政策保有株式に係る議決権行使につきましても、上記と同様の理由から、あらかじめ定める「基準」に縛られることなく、取締役会において実効的に判断する方が適切であると判断しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引については、取締役会が、その必要性や内容の妥当性等を充分検証の上、承認を得た場合にのみ実施することとしており、当該取引の公正性等を適切に監視できていることに鑑みて、その枠組みを開示する必要性はないと判断しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
⑴ 会社が目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、経営理念につきましてはホームページで、経営上の戦略や取り組みについては、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示をしております。また、中期経営計画につきましては、あくまでも社内における達成目標の位置づけを前提に作成をしていますが、対外公表は差し控えています。これは、前述の営業上の努力目標たる数値を公表することで、却って株主・投資家の投資判断に誤解を生じさせることを懸念しているためであります。今後も、上記方針を維持する予定ではありますが、中長期的な経営環境を相応の確度で予想可能と判断した場合には、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を策定し、公表することを検討したいと考えています。

⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実現が、企業の持続的な成長、企業価値の向上のために重要であることを認識し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレートガバナンス報告書で開示しております。

⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の額は、当社の業績、担当事業の状況、個々の職責等を総合的に勘案し、監査等委員会の意見を聴取した上で決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬の額は、株主総会で決議された報酬枠を限度として、常勤と非常勤の別、個々の職責等を勘案し、監査等委員の協議により個別の金額を決定しております。

⑷ 取締役の選任と指名
　当社は、性別、国籍、年齢に関係なく、これまでの業績や実績、見識、人格等を総合的に勘案し、当社に相応しい経営陣幹部の選任や取締役候補の指名を取締役会にて決定を行っています。なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

⑸ 指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
　当社は、取締役の指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の略歴を開示しています。また、社外取締役については個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しています。社内取締役の選任理由の記載については今後検討して参ります。

【補充原則4-1-1】
　当社では、取締役会で審議・決定を行う事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って運営を行い、取締役会で決議の必要な事項の決議を行っています。また、経営陣は、職務権限規程や稟議規程にて定められた決裁権限等の範囲で、取引や業務の規模・性質に応じた決定を行い、経営にあたっています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、独自の独立性基準を策定しておりませんが、名古屋証券取引所が定める独立役員に係る独立性基準を参考に独立性を判断することとしております。

【補充原則4-11-1】
　当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、営業・生産・技術・管理等の各職掌の知識・経験・能力のバランスを考慮して構成することが望ましいと考えております。また、活発な議論と迅速な意思決定を行う上で現状の規模は妥当と考えておりますが、取締役の選任については、国籍や性別を問わず、業務執行にもっともふさわしい候補者を選任することを基本方針に、今後の事業規模拡大や事業環境の変化に応じて柔軟に検討して参りたいと考えております。社外取締役の選任については、職責を全うするための高い見識、高度の専門性、豊富な経験を有する人材を選任しております。今後も中立、公正な立場から経営の監視をしていただくことのできる人材の選任に配慮して参ります。

【補充原則4-11-2】
　当社では、兼務状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類及び事業報告において記載することで開示をしております。

【補充原則4-11-3】
　当社は、平成28年3月期より年1回取締役会の実効性についてアンケート形式で各取締役の自己評価及び分析を実施し、当該結果を基に取締役会全体の実効性の確認と更なる向上に向けての議論・検討を行っております。

[アンケートの主な内容]
1. 議論・検討の実効性
2. 監督機能の実効性
3. リーダーシップの実効性
4. 環境整備状況の実効性
5. 株主等への対応の実効性
6. 取締役会の構成等に関する実効性

[評価結果の概要と今後の取組み]
　上記評価の結果、当社の取締役会は、議案ごとに活発な議論が行われており、運営方法につきましても随時改善活動が行われているなど、取締役会の実効性は十分に確保されていると評価致しました。
　本評価を踏まえ、今後も継続的に取締役会の機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】
　当社は、取締役就任に際して、外部機関による新任役員向けセミナー等を受講させ役員として必要な知識を習得する機会を提供しています。その後も、必要と考えられる各種勉強会や雑誌等の回覧等を通じて習得した知識の陳腐化防止に努め、それらにかかる費用については会社が負担することとしています。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう株主との建設的な対話を促進するための諸施策に取り組んでおります。

⑴ 株主からの対話（面談）の申込については、管理部門担当役員のもと、総務人事部が窓口となり、経理部等が連携して対応を行うとともに、株主との対話において得た意見等は随時経営陣に対してフィードバックを行っています。

⑵ 株主との対話において、インサイダー情報（未公表の重要事実）は、社内規程である「インサイダー取引管理要領」に従って適切に管理・対応を行っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
太田 滋俊	566,250	5.49

ミノセラミックス商事株式会社	514,680	4.99
太平洋セメント株式会社	510,666	4.95
株式会社みずほ銀行	465,000	4.51
株式会社十六銀行	400,000	3.88
株式会社名古屋銀行	360,000	3.49
株式会社大垣共立銀行	360,000	3.49
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	300,000	2.91
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）	259,000	2.51
日本坩堝株式会社	255,000	2.47

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
髙野　正和	税理士											
春日井　孝	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
髙野　正和	○	○	―――	髙野正和氏は、税理士としての幅広い知識と経験を有していることなどから、専門的かつ中立的な立場から当社の経営を監視いただくため監査等委員である社外取締役として選任しています。
春日井　孝	○	○	―――	春日井孝氏は、企業経営者としての豊富な知識及び経験ならびに幅広い見識を有しており、当社に対する客観的な立場から経営を監査していただくため監査等委員である社外取締役として選任しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社では、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりませんが、監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは選任のスタッフを設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行うなど監査の実効性と効率の向上を目指しています。また監査等委員会と内部監査部門である内部統制室は、定期的に意見交換を行うことにより、内部監査の合理性と効率の向上に努めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、株主総会の決議に基づき、取締役に対する報酬限度額が決定しており、各取締役の報酬については、会社の業績を考慮のうえ、当該取締役の業績に報いる決定がされるよう努めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬等の額（平成30年３月期）は以下のとおりです。

取締役（監査等委員を除く）　89,435千円（うち社外取締役　550千円）
取締役（監査等委員）　11,850千円（うち社外取締役　4,200千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、会社法所定の手続きに従い、株主総会決議にて定めた監査等委員である取締役を除く全取締役の報酬の総額の範囲内で、取締役会が決定いたします。報酬の決定にあたっては、事前に代表取締役社長から監査等委員である取締役（社外取締役を含む）に説明し、監査等委員である取締役（社外取締役を含む）の意見、助言を受ける機会を設けております。監査等委員である取締役の報酬については、会社法所定の手続きに従い、株主総会決議にて定めた監査等委員である全取締役の報酬の総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。
また、役員退職慰労金につきましては「役員退職慰労金内規」において、金額の算定方法等を定めております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する各種情報の伝達などのサポートは、総務・人事部で行っております。社外取締役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の内容等につき、取締役会開催に先立ち事前に連絡することとしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は平成29年６月29日開催の第１５５回定時株主総会における定款変更の承認を受けて監査等委員会設置会社に移行しました。この体制により、取締役会による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、適正なコーポレート・ガバナンスを確保できる企業統治体制をとっております。

⑴ 取締役会
取締役会はすべての取締役で構成し毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催され、法令、定款または取締役会規程に定める重要事項の決定や重要な職務の職務執行状況およびその監督を行っています。また、取締役会は必要に応じて取締役以外の者を出席させて、意見や説明を求めることができる体制をとっております。

⑵ 監査等委員会
監査等委員会は社外取締役２名を含む３名の監査等委員で構成され、取締役会の職務の執行を監視し、定例および臨時に監査等委員会を開催しております。

⑶ 内部監査
当社は内部監査規程により、経営活動の全般にわたる業務執行状況を合法性と合理性の観点から点検・評価し、会社財産の保全及び経営効率の向上を図ることを定めています。社長直属の内部統制室に２名を配置し、年間計画に基づいて独立した立場から各部門の内部監査を行っております。

⑷ 会計監査
当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、随時必要な監査資料を提供し、公正かつ適正な監査が実施されておりました。なお、平成30年６月28日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって有限責任監査法人トーマツは任期満了により退任され、今後は、新たに東陽監査法人を会計監査人に選任致しました。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は平成29年６月29日開催の第１５５回定時株主総会における定款変更の承認を受けて監査等委員会設置会社に移行しました。当該移行により、複数の社外取締役を選任したことで、取締役会の経営監督機能を向上させることができ、それにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることができると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信（四半期、半期、期末）等の適時開示資料を掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループで働く一人ひとりが、お客様や社会からの信頼を確かなものとするため、行動規範及びコンプライアンス・ガイドラインにおいて行動基準や行動指針を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関しましては、経営理念に基づいた企業活動を通じ、企業価値の増大を図るとともに、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、取締役会決議により「内部統制システム構築の基本方針」を定め、実践しております。

(1) 当社及び当社グループ会社（以下、「美濃窯業グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a 美濃窯業グループの取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の経営理念及び「企業倫理規程」、「行動規範」の下に、各法令、定款、取締役会規程並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。
b 当社の経営理念、「企業倫理規程」、「行動規範」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、美濃窯業グループの取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。
c 内部統制室による内部監査を実施して、美濃窯業グループの業務全般にわたる内部統制及び業務執行の妥当性・法令遵守性を確保する。
d 美濃窯業グループの取締役及び使用人が企業倫理や行動規範に違反する行為やその疑いがある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるように「内部通報規程」を定め、内部通報窓口を監査等委員会に設置し、通報者に対し不利益な扱いが行われないようにし、問題の早期発見・未然防止を図る。
e 当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応をし、不当な要求や、組織暴力、犯罪行為に対しては警察等の外部専門機関や顧問弁護士等と緊密に連携を取り、組織的に対処するとともに、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議規程」に基づいて決定した文書（電磁的記録を含む）など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
b これらの文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、情報の取扱い・保管・管理に関して適切な運用を図るとともに各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

(3) 美濃窯業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長がリスク管理の統括責任者として、リスクのカテゴリー毎に責任部門を定め、当社グループにおいて発生したリスクを統括的に管理する。必要に応じて顧問弁護士その他社外の専門機関によるアドバイザリーチームを組織するなど、迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するとともに、これを最小限に留める体制を整える。また、平時においても各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

(4) 美濃窯業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
a 取締役は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等に基づいた役割と権限に従い、適正かつ迅速に意思決定を行い、常に効率的に職務を執行する。
b 職務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。
c 取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定が迅速かつ効果的に行われるよう情報を共有する。

(5) 美濃窯業グループにおける業務の適正を確保するための体制
a 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行し、相互の利益を増進するため指導・助成を行う。また、グループ経営の一体性を確保するために各種規程等を当社と整合性をもったものとするよう指導する。
b 内部統制室は、定期的に子会社の内部監査を実施することで、美濃窯業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努める。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく監査等委員会の下に使用人を配置することとし、その人事並びに人事考課については、監査等委員会の意見を聞く。
b 当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに、監査等委員会が指示した職務の遂行に支障を来さないよう特段の配慮をする。

(7) 美濃窯業グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制
a 美濃窯業グループの取締役は、取締役会及び経営会議においてその担当する業務の執行状況やその他報告すべきと認められる事項について報告を行う。
b 美濃窯業グループの使用人は、業務または業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
c 前項に関わらず、当社の監査等委員会が選定した監査等委員はいつでも必要に応じて、美濃窯業グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
d 当社は、監査等委員会へ報告を行った美濃窯業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なわない。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員の請求に応じて職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、費用の前払いまたは精算手続きが滞りなく処理されるよう努める。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a 監査等委員会は、法令に定める権限を行使して会計監査人、内部統制室と連携して、取締役の職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。
b 監査等委員会は、取締役及び使用人の職務執行の監査の充実を図るため、定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、相互認識を深めるとともに、その他の取締役及び使用人とも面談を実施する。

⑽ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、美濃窯業グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部統制規程を定め、内部統制システムの整備及び運用を適切に行うとともに、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とし、「行動規範」及び「コンプライアンス・ガイドライン」において、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力が事業活動へ関与することを防止する旨を定め、グループ会社全社に徹底しております。

また、担当部署が、平素から警察、弁護士、外部専門機関と情報交換を行い連携を深めるとともに、万一、不当な要求があった場合には、これら関係先への連絡・相談を行い、連絡を密にとりながら速やかに適切な対応が出来る体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

